

ご存じですか？ 医薬品副作用被害救済制度！

医薬科科長 宮野 すみ子



医薬品は正しく使っていても副作用が起こる可能性があります。万一入院が必要になったり、入院治療中に薬による副作用が起こり、入院期間がながくなったりするほどの健康被害が起きた時、医療費や年金などを給付する公的な制度があります。いざという時のためにこの制度のことを覚えておいてください。

この制度でいう「医薬品」とは、厚生労働大臣による医薬品の製造販売業者の許可を受けて製造された医薬用医薬品及び一般医薬品のことです。

以下の場合、救済の対象にはなりません。

- ・法定予防接種を受けたことによるものである場合（別途制度あり）
- ・製造販売業者など、他に損害賠償の責任を有する者が明らかな場合
- ・救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて使用したことによる健康被害で、その発生が予め認識されていた場合
- ・健康被害が入院治療をようする程度でない場合や日常生活が著しく制限される程度の障害でない場合
- ・請求期限が経過した場合（救済給付の種類により異なります）
- ・不適正な目的や方法などにより使用したことによるものである場合
- ・対象除外医薬品による健康被害の場合
- ・その他、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会における、医学的薬学的判定において認められなかった場合



救済給付の種類と請求期限

- 医療費・医療手当→請求期限は副作用の治療を受けた時から5年
- 障害年金・障害児養育年金→PMDAで定める等級で1級・2級の場合は請求期限なし
- 遺族年金・遺族一時金・埋葬料→死亡の時から5年

対象除外医薬品とは

- ・がんその他特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であって、厚生労働大臣の指定するもの、抗がん剤、免疫抑制剤などのうち指定されているもの。
- ・人体に直接使用されていないものや、薬理作用のないもの等、副作用被害発現の可能性がかんがえられない医薬品（殺虫剤、殺菌消毒液、対象外断薬、賦形剤など）



救済制度の詳細については

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）
にご相談ください。

救済制度相談窓口

☎ 0120-149-931

受付時間 午前9時～5時

月～金（祝日・年末年始を除く）

ホームページ：<http://www.pmda.go.jp>

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

